うしおだ診療所　重要事項説明書

2026 年 5 月 11 日作成

1. 事業所概要

事業所名	公益財団法人横浜勤労者福祉協会 うしおだ診療所 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
所在地および連絡先	所在地：横浜市鶴見区本町通１－１６－１　　３階 電話番号：０４５－５０８－６２０４
介護保険事業番号	１４１０１０４５１３
管理責任者氏名	渡部　琢也
利用定員数	15 名
サービス提供地域	鶴見区の一部・川崎区の一部
併設サービス	介護老人保健施設やすらぎ　訪問看護ステーション　短時間デイケア うしおだケアサービス(居宅)

2. 事業所の職員体制

・管理者（管理業務）1 名（常勤兼務）　・医師　1 名（常勤兼務）
・看護師　1 名（非常勤兼務）・理学療法士　1 名（常勤専従）・作業療法士　3 名（常勤専従）
・介護福祉士 5 名（常勤兼務 4 名／非常勤兼務 2 名）
・生活相談員 2 名（常勤　※理学療法士、介護福祉士と兼務）・運転手 5 名（非常勤兼務）

3. 営業日及び営業時間

（1）営業日　　通常は月曜日～土曜日
※但し、国民の休日及び祝日、メーデー(5／1)、年末年始(12／29～1／3)はお休みです。
（2）営業時間　　午前８時４５分～午後 5 時１５分
（3）サービス提供時間　　①午前 9 時 30 分～午前 12 時 40 分　②午後 1 時～午後 4 時 10 分

4. サービス提供方法

（1）利用者の要介護認定の確認を行うとともに、通所リハビリテーションの適応性を判断します。
（2）利用者やその家族に対し認定された要介護度での利用料など明示し、利用者の了解のもとでサービス計画を作成します。
（3）サービス提供が決定したら、利用者の担当介護支援事業所と連絡をとり、サービス開始時期、提供回数、曜日など調整し決定します。

5. サービス内容

（1）健康(体温・血圧)チェック　　（2）全体運動(テレビ体操)
（3）リハビリテーションプログラム(マシントレーニング)
（4）集団リハ　　（5）自主トレ　（6）その他、サービス計画に記載されたもの(脳トレ等)

6. 利用料金（別紙参照）

（1）ご利用者の方から頂く利用者負担金は別途通所リハビリテーション利用料金表に記載した内容になります。

（2）料金は、基本的に介護報酬の１割負担分とその他自費請求などを合計した金額となります。

（3）以下については持参分が不足した時に提供した場合、自費での請求をお願いしています。

＊紙パンツ　Ｍ：１００円　／　Ｌ：１５０円　　＊尿とりパット　　５０円

7. 料金の支払い方法

（1）引き落としの場合

指定金融機関はゆうちょ銀行になります。利用料金は、月末締めの翌月 25 日に自動引き落としとなります。

（2）振込の場合

指定金融機関はゆうちょ銀行、もしくは横浜信用金庫になります。

（3）現金払いの場合

毎月中旬頃に前月分の請求書をお渡ししています。直接１階会計窓口までお支払いをお願い致します。通所リハビリでは現金のお取り扱いは出来かねます。

8. サービス利用の中止

（1）お休みされる場合は、前日午前 9 時～午後 4 時までに直接当事業所にご連絡をお願いします

（2）大雪・大雨・強風・地震・津波などの天災、災害、施設・設備の故障、天候不良にて安全が確保できない、その他やむを得ない理由により、サービス提供を中止するときには、こちらからご連絡いたしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

（3）入院や体調不良、その他の理由により 2 ヶ月間ご利用がなかった場合は、継続利用の検討をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

9. 遅刻・早退等

（1）サービス提供時間（午前 9 時 30 分～午後 4 時 10 分）にかかる遅刻、早退はなるべく避けるようご協力をお願い致します。定期受診等の予約を取る際はご注意ください。

（2）その日のサービスの利用を途中で中断した場合は、サービスの再開は認められていません。

10. 送迎

（1）送迎車は、当診療所建物を朝は午前 8 時 40 分頃、午後は 12 時頃に出発いたします。お迎えに上がる際は 5 分～10 分程度前に運転手よりお電話でお知らせいたします。その日毎にお迎えの時間は多少の前後があります。

（2）送迎車内での配席は安全にご乗車頂けるように配慮致します。
他御利用者様の身体状況にも配慮する関係上、配席が日により異なる場合があります。

（3）受診等により、朝のお迎えが不要な場合は、事前にスタッフまでご連絡ください。

（4）送迎は、ご自宅前⇔当診療所建物の間のみを対象とし、所定外の場所での乗降は認められていません。(玄関前以外での対応の際には送迎を別途確認します。)

（5）外来受診などの医療系サービスとの併用時は、送迎対応はできなくなります。

（6）自宅環境に応じて送迎場所・方法は異なります。(運転手による介助は行えません)

11. 体調確認

（1）ご利用日の朝は体調を確認して頂き、気づいた点があれば送迎の職員までお知らせください。また、受診等で服薬の変更や主治医からの注意事項などがありましたら速やかにご連絡ください。

（2）ご本人およびご家族がインフルエンザやノロウイルスなどの感染症に罹患した場合は、ご利用前に通所リハビリテーションのまでご連絡ください。ご利用の受け入れができない場合があります。　**※咳・鼻水などの風邪症状がひどい場合はお断りすることもあります。**

12. 持ち物（別紙参照）

（1）持ち物や上着を入れるロッカーをご用意しておりますが、貴重品などの管理は自己責任となっております。予めご了承ください。

（2）持ち物にはご自身のお名前を書くようにご協力お願い致します。

（3）ペースメーカー使用の御利用者様もいらっしゃる場合がありますので、携帯電話の持参・使用はお控えいただくようお願い致します。やむを得ない場合はスタッフまでご相談ください。

（4）食べ物の持参はご遠慮ください。

（5）御利用者様間での金品のやりとりはご遠慮ください。

（6）感染症対策のためマスクの常時装着をお願い致します。

13. 非常災害対策

（1）災害時の対応

防災マニュアルに従い、迅速に対応したします。(防災訓練は年 2 回行っております)

（2）防災設備

消火器、非常用照明、避難誘導灯、非常用階段等、必要な設備を整えています。

（3）防火責任者：事務長

14. 緊急時の対応

（1）ご利用中に病状が急変した場合は、速やかに主治医・医療機関への連絡、救急車の要請等必要な措置を講じます。また、ご家族や介護支援相談員と連絡いたします。

（2）ご利用中に体調不良になった場合で、その日の通所リハビリテーションご利用継続が困難であると判断された場合は、ご家族に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

15. 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況やその際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

16. 身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行ってはならないこととし、身体的拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

17. 守秘義務

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者様及び家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様です。情報共有などで個人情報を用いる場合は事前に同意を得ます。テレワークの扱いに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこととする。

18. 衛生管理

（1）指定通所リハビリテーションのように供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水において、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

（2）指定通所リハビリテーションの事業所において感染が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

（3）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置などについて、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

19. 振替対応

利用日が祝日や受診等による他曜日への振替につきまして、
ご利用者様のご希望に沿えない場合もありますため御了承下さい。

20. その他

施設・職員への贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきますので御了承下さい。

21. 苦情相談窓口

＜事業所窓口＞　うしおだ診療所　通所リハビリテーション　　担当者：田中沙央里、櫻井直樹
対応時間：月曜～土曜（祝日を除く）９：００～１７：００
電話　０４５－５０８－６２０４　　FAX　０４５－５０８－６２６６
＜横浜市　はまふくコール＞　横浜市苦情相談コールセンター
住所：横浜市中区本町６－５０－１０
対応時間：平日　（月曜～金曜）８：４５～１７：１５
電話　０４５－２６３－８０８４　　FAX　０４５－５５０－３６１５
＜鶴見区窓口＞　横浜市鶴見区役所　高齢・障害支援課
対応時間：平日　（月曜～金曜）９：００～１７：００
電話　０４５－５１０－１７７０　　FAX　０４５－５１０－１８９７
＜神奈川県国民健康保険団体連合会＞
対応時間：平日（月～金）８：３０～１７：１５
電話０４５－３２９－３４４７

22. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止などをより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じる。

相談窓口：＜鶴見区高齢障害支援課　高齢者支援担当＞

電話：０４５－５１０－１７７３・１７７５　ＦＡＸ：０４５－５１０－１８９７

＜介護保険施設などの従業者による虐待の防止＞

電話：０４５－６７１－３９２３　ＦＡＸ：０４５－６４１－６４０８

ご利用料金の御案内(要介護)

うしおだ診療所　　通所リハビリテーション
令和８年６月１日

介護保険適用

１日当たりの基本料金：３時間以上４時間未満

介護度	単位	
通所リハビリⅠ３	要介護１　486 単位	要介護２　565 単位
	要介護３　643 単位	要介護４　743 単位
	要介護５　842 単位	

加算

リハビリテーション提供体制加算Ⅰ(3 時間以上 4 時間未満)	12 単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位
リハビリマネジメント加算(イ)（６月以内） リハビリマネジメント加算(イ)（６月以降）	560 単位 240 単位
リハビリマネジメント加算(ロ)（６月以内） リハビリマネジメント加算(ロ)（６月以降）	593 単位 273 単位
リハビリマネジメント加算(ハ)（６月以内） リハビリマネジメント加算(ハ)（６月以降）	793 単位 473 単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	１ヵ月の所定合計単位数×11.1%
科学的介護推進体制加算	40 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(評価は３月に１回)	20 単位／回　(6 ヶ月に 1 回算定)
送迎減算(要介護のみ)	片道－47 単位
短期集中リハ加算	110 単位／日
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	240 単位／日
理学療法士等体制強化加算(1 時間以上 2 時間未満)	30 単位／日
生活行為向上リハビリテーション加算 6 ヶ月まで(要介護)	1250 単位
栄養アセスメント加算	50 単位／月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位／回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位／回
栄養改善加算	200 単位／回
退院時共同指導加算	600 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 の減算
業務継続計画実実施減算	所定単位数の 100 分の 3 の減算

ご利用料金の御案内(要支援)

うしおだ診療所　　通所リハビリテーション
令和６年６月１日

介護保険適用

１ヵ月の基本料金：３時間以上４時間未満

介護度	単位	
予防通所リハビリ１	要支援１　2268 単位	要支援２　4228 単位

加算

予防通サービス提供体制加算Ⅰ	要支援１：88 単位　要支援２：176 単位
予防科学的介護推進体制加算	40 単位
予防口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(評価は３月に１回)	20 単位／回　(6 ヶ月に１回算定)
利用開始日の属する月から 12 月超 (算定要件を満たした場合は減算なし)	要支援１　120 単位／月　減算 要支援２　240 単位／月　減算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	１ヵ月の所定合計単位数×11.1%
生活行為向上リハビリテーション加算６ヶ月まで	562 単位
退院時共同指導加算	600 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の１の減算
業務継続計画実実施減算	所定単位数の 100 分の３の減算

※利用者負担金算定根拠　【1 単位単価　10.88%（2 級地)】
＝（単位×回数＋加算）×単価－（単位×回数＋加算）×単価×0.9(1 割負担の場合)

自費(介護保険適応外)

物品及びサービス内容	利用料金
紙パンツ(貸し出し時のみ)	M100 円・L150 円／１枚
尿とりパット(貸し出し時のみ)	50 円／１枚

重要事項・利用料に関する同意書

サービス開始にあたり、御利用者様に対して本書面に基づき重要事項・利用料金について説明し、交付いたしました。

事業所名：公益財団法人横浜勤労者福祉協会
うしおだ診療所　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
所在地：横浜市鶴見区本町通１－16－１　　３階
管理責任者氏名：渡部　琢也

2026 年　月　日

担当者氏名：　　櫻井　直樹

うしおだ診療所通所リハビリテーションのサービス開始にあたり、重要事項・利用料金について、説明を受け、次に希望する物品及び、サービスの提供を受けた場合、利用回数に応じて次に定める利用料を支払う事に同意し、交付を受けました。

2026 年　　月　　日

【御利用者】

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【御利用者家族】

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿